

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年九月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月二十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

一 道路の種類 県道

二 路線名 笠幡狭山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市柏原字上澤一八五三番二 地先から同市柏原字上宿一六九 九番一地先まで		区 間
九・四六〇 一四・四〇	七・三三〇 一三・八〇	敷地の幅員 (メートル)
二五〇・三〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による		備 考